

市立保育所民間移管事業
検証結果報告書

令和 8 年 6 月

横浜市こども青少年局

市立保育所民間移管事業 検証結果報告書 目次

はじめに	1
第1 事業概要	2
1 事業開始の経緯	2
2 事業目的	2
3 基本的な考え方	2
4 移管方法	2
5 事業計画及び実績	3
6 移管事業の進め方	5
7 横浜市立保育園廃止処分取消請求事件訴訟について	8
第2 検証の内容・方法	9
1 令和2～6年度移管分（17園）の振り返り	9
2 事業開始（平成16年度）からこれまでの振り返り	9
第3 令和2～6年度移管の振り返り	10
1 保護者アンケート結果	10
2 移管先法人アンケート結果	14
3 市立保育所職員アンケート結果	17
4 法人選考委員による実地調査、施設長へのヒアリング	20
5 新型コロナウイルス感染症流行下での移管	21
第4 事業開始（平成16年度）からこれまでの振り返り	22
1 移管後の運営状況等の確認	22
2 移管後の保育環境改善等	24
3 運営の効率化	24
4 法人選考委員による振り返り	25
5 これまでの手法による移管等が難しい園について	26

はじめに

横浜市では、厳しい財政状況の中、民間保育所の持つ柔軟性や効率性を活かして、保育の質を確保しながら、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応していくことなどを目的に、平成 16 年度から令和 6 年度までに、68 園の市立保育所の民間移管を実施しました。

平成 26 年 9 月には、「市立保育所のあり方」に関する基本方針を示し、当時の市立保育所 86 園のうち、54 園を「ネットワーク事務局園」に指定するとともに、ネットワーク事務局園以外の 32 園は、民間移管等の対象として検討することとしました。

基本方針を踏まえ、平成 26 年度の事業検証において、事業開始当初からの総括的な検証を行うとともに、移管等対象園 32 園の民間移管事業計画を策定し、平成 27 年 2 月に公表しました。以降、この計画に沿って事業を進め、計画策定から令和 6 年度までに、これまでの手法による移管が難しい 2 園を除く 30 園を民間移管しました。

事業開始（平成 16 年度）から 3 年ごとに、これまで 6 回の事業検証を行い、手法やスケジュールの見直しなど検証結果を活かしながら事業を進めてきました。今回の検証では、令和 2～6 年度移管分（17 園）について検証するとともに、事業開始からこれまでの事業の振り返りを行いました。

第1 事業概要

1 事業開始の経緯

女性の社会進出の増加や就業構造の変化によって、保育所の利用希望者が急増するとともに、子育てに関する様々なニーズが増大し、就労支援や家庭の育児支援等、保育所に求められる役割も多様化していくという時代背景の中、限られた財源を有効に活用し、育児を取り巻く環境の改善を進めていくことが、本市においても重要な課題となっていました。

こうした背景や課題のもとで、平成15年2月に、横浜市児童福祉審議会から今後の保育施策についての「意見具申」が出され、本市ではこの意見具申の考え方をもとに、15年4月に「今後の重点保育施策（方針）」を策定し、この方針に基づいて、16年度から移管事業を進めてきました。

〈横浜市児童福祉審議会 意見具申（平成15年2月、抜粋）〉

民間保育所が公立保育所に比べて「柔軟かつ効率的な運営が期待できる」点に着目し、今後は公立保育所の民営化について児童福祉を増進するという観点を踏まえて実施していくことが必要であると考えます。

2 事業目的

- (1) 民間保育所のもつ柔軟性や効率性を活かして、保育の質を確保しながら、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応します
- (2) 民間の力の活用による保育所の施設整備を通じて、保育環境の改善、地域における子育て支援の充実に向けた取組を推進します

3 基本的な考え方

移管にあたっては、「こどもの最善の利益」の確保に重点を置くとともに、保護者との信頼関係の構築が図られるよう、次の考え方のもとで進めていくよう配慮しました。

- (1) 保育の質を確保し、保育内容の向上が図られるよう優良な法人を選定するとともに、移管までの十分な準備期間を確保します
- (2) こどもへの影響に配慮し、十分な引継ぎや移管後のフォローを行います
- (3) 保護者との話し合いを基本に、保護者の意見や要望を事業内容に反映していきます
- (4) 民間移管の目的や実施内容について十分な情報提供を行います

4 移管方法

- (1) 土地：無償貸付
- (2) 建物：有償譲渡（不動産鑑定評価額の1/4）
- (3) 移管先：認可保育所等^{※1}の運営実績のある社会福祉法人、学校法人^{※2}、公益法人

※1：幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園を含む。

※2：学校法人は、令和5年度移管から対象に加えた。

5 事業計画及び実績

(1) 事業計画

事業開始から平成 26 年度までは、3年ごとに既移管園の保護者、運営法人及び法人選考委員等によるアンケート等を実施し、それらを踏まえ「検証結果報告書」としてまとめた上で、次期3か年の事業計画を策定しながら移管を進めました。

平成 26 年9月に、「市立保育所のあり方」に関する基本方針を示し、当時の市立保育所 86 園のうち、54 園を「ネットワーク事務局園」に指定するとともに、それ以外の 32 園は、民間移管等の対象として検討することとしました。これを受け、平成 27 年2月に全ての移管等対象園の事業計画を策定し、公表しました。

平成 16～26 年度	3年ごとに事業検証を実施。その結果を踏まえて事業計画を策定 計 38 園を移管
平成 26 年9月	「市立保育所のあり方」に関する基本方針・ネットワーク事務局園（54 園）を公表
平成 27 年2月	民間移管事業計画（32 園）を公表
平成 27～令和6年度	これまでの手法(*)による移管が難しい2園を除く 30 園を移管

(*)土地：無償貸付 建物：有償譲渡

【平成 27 年 2 月公表 市立保育所民間移管 今後の事業計画】（“保育園”の表記は省略）

移管年度	園数	移管等対象園
平成 27・28 年度	4 園	笹下（港南）、中尾（旭） 保土ヶ谷（保土ヶ谷）、箕輪（港北）
平成 29～31 年度 (平成 29～令和元年度)	10 園	港南台（港南）、若葉台（旭） 菅田（神奈川）、上永谷西（港南）、川島（保土ヶ谷）、杉田（磯子）、 並木第二（金沢）、荏田西（青葉）、上郷（栄）、下瀬谷（瀬谷）
平成 32～34 年度 (令和2～4年度)	12 園	清水ヶ丘（南）、三春台（南）、笹下南（港南）、野庭（港南）、 川井宿（旭）、白根（旭）、滝頭（磯子）、竹山（緑）、荏田北（青葉）、 茅ヶ崎（都筑）、俣野（戸塚）、細谷戸（瀬谷）
平成 35～36 年度 (令和5～6年度)	6 園	上大岡東（港南）、向台（保土ヶ谷）、釜利谷（金沢）、 菊名（港北）、舞岡（戸塚）、公田（栄）

【市立保育所 ネットワーク事務局園（54 園）】（“保育園”の表記は省略）

区名	園 名	区名	園 名
鶴見	潮田・芦穂崎・馬場・鶴見	金沢	金沢さくら・南六浦・並木
神奈川	松見・神大寺・西菅田	港北	港北・大曽根・南日吉・太尾
西	南浅間	緑	十日市場・長津田・鴨居
中	錦・山手・竹之丸	青葉	美しが丘・奈良・すすき野・荏田
南	しろばら・永田・井土ヶ谷	都筑	大熊・みどり・中川西・茅ヶ崎南
港南	野庭第二・大久保・港南台第二	戸塚	川上・原宿・汲沢
保土ヶ谷	神戸・岩井・天王町	栄	飯島・桂台
旭	左近山・ひかりが丘・今宿・柏	泉	北上飯田・和泉
磯子	東滝頭・洋光台第二	瀬谷	瀬谷第二・中屋敷・ニツ橋

ネットワーク事務局園： 保育資源間の連携を推進するとともに、地域のセーフティネットの役割を担う
保育所

(2) 移管実績

事業開始の平成 16 年度から、「今後の事業計画（平成 27 年 2 月）」策定前の 26 年度までに、38 園を移管しました。計画策定後の平成 27 年度以降、一部の園に移管年度の変更がありましたが、これまでの手法による移管が困難な菊名保育園（港北区）、公田保育園（栄区）の 2 園を除き、30 園を移管しました。

事業開始から令和 6 年度までに計 68 園の移管を実施しました。

【移管年度の変更】

・上郷保育園（栄区）

平成 30 年度移管予定で法人を選定したが、想定していた体制（施設長・主任保育士予定者）を整えることができないとして辞退。平成 30 年度移管を取りやめて延期し、改めて法人募集及び選考を行った上で、令和 5 年度に移管。

・菊名保育園（港北区）、公田保育園（栄区）

平成 35～36（令和 5～6）年度に移管予定だったが、法人単独の判断で建替え等を実施することができず、これまでの手法による移管が難しいことから、令和 3 年 9 月に、移管時期を延期することとし、従来の手法以外の方法について検討。

※詳細：p26 第 4、5 これまでの手法による移管等が難しい園について

【事業開始からこれまでの移管園】（園名は市立時の名称。“保育園”の表記は省略）

移管年度	移管園（所在区）
平成 16 年度	丸山台（港南）、鶴ヶ峰（旭）、岸根（港北）、柿の木台（青葉）
17 年度	千丸台（保土ケ谷）、谷津（金沢）、秋葉（戸塚）、瀬谷（瀬谷）
18 年度	矢向（鶴見）、六ツ川西（南）、霧が丘（緑）、勝田（都筑）
19 年度	日野（港南）、中希望が丘（旭）、並木第三（金沢）、日吉西（港北）
20 年度	新桜ヶ丘（保土ケ谷）、もみの木台（青葉）、南戸塚（戸塚）、阿久和（瀬谷）
21 年度	駒岡（鶴見）、六ツ川（南）、洋光台（磯子）、青砥（緑）
23 年度	下永谷（港南）、善部（旭）、西柴（金沢）、大倉山（港北）
24 年度	境木（保土ケ谷）、千草台（青葉）、名瀬（戸塚）、宮沢（瀬谷）
25 年度	上永谷東（港南）、南日野（港南）、西川島（旭）、北六浦（金沢）
26 年度	生麦（鶴見）、高田（港北）
27 年度	笹下（港南）、中尾（旭）
28 年度	保土ケ谷（保土ケ谷）、箕輪（港北）
29 年度	港南台（港南）、若葉台（旭）
30 年度	菅田（神奈川）、並木第二（金沢）、下瀬谷（瀬谷）
平成 31(令和元)年度	上永谷西（港南）、川島（保土ケ谷）、杉田（磯子）、荏田西（青葉）
令和 2 年度	清水ヶ丘（南）、笹下南（港南）、川井宿（旭）、細谷戸（瀬谷）
3 年度	滝頭（磯子）、荏田北（青葉）、茅ヶ崎（都筑）、俣野（戸塚）
4 年度	三春台（南）、野庭（港南）、白根（旭）、竹山（緑）
5 年度	向台（保土ケ谷）、舞岡（戸塚）、上郷（栄）
6 年度	上大岡東（港南）、釜利谷（金沢）

※平成 20 年度以降、移管予定園公表から移管までの準備期間を 1 年 6 か月設けていましたが、平成 20 年度の事業検証を受け、保護者への十分な説明を行うために、平成 23 年度移管以降は、準備期間を 2 年 6 か月確保することとなりました。そのため、平成 22 年度移管は行いませんでした。

6 移管事業の進め方

(1) 移管スケジュール

平成 23 年度以降の移管では、移管予定園公表から移管まで約2年6か月の準備期間を確保し、概ね次表で示すスケジュールに沿って進めました。

3 年前	8 月末	移管予定園公表	
	10 月	↑	保護者説明会（在園児保護者向け）
	11 月		
	12 月		
	1 月	保護者説明	個別相談
	2 月		在園児保護者アンケート
	3 月		入園説明会での資料配付
2 年前	4 月	法人選考	新入園児保護者アンケート 保護者説明会（新入園児保護者向け） 第 1 回法人選考委員会
	5 月		法人選考委員による移管予定園訪問・保護者意見交換 第 2 回法人選考委員会
	6 月	法人募集	
	7 月	応募受付	既移管園見学会
	8 月		1 次選考書類（保育理念等）の保護者閲覧 第 3 回法人選考委員会（1 次選考）
	9 月	実地調査	
	10 月	法人面接	第 4 回法人選考委員会
	11 月	法人決定	第 5 回法人選考委員会（2 次選考） 移管先法人発表
	12 月	↓	
	1 月		保護者説明会（法人紹介）
	2 月		移管前共同保育見学会
	3 月	↓	入園説明会での資料配付
1 年前	4 月	↑	
	5 月	引継ぎ	第 1 回三者協議会
	6 月		
	7 月		第 2 回三者協議会
	8 月		
	9 月		第 3 回三者協議会
	10 月		
	11 月		第 4 回三者協議会
	12 月		
	1 月	↑	
	2 月	共同保育	第 5 回三者協議会
	3 月	↓	
移管年度 （4 月以降）		移管先法人による運営開始（4 月～） アフターフォロー、三者協議会	

(2) 移管予定園の選定

施設の老朽化状況、立地条件、利用状況、利便性、地域特性等を総合的に勘案し、移管の約2年6か月前に事業計画に基づき対象園を選定、公表しました。

【配慮事項】

- 原則として、同一区の園が2か年度連続して移管対象にならないよう配慮しました。
- 該当園において、移管業務と大規模工事等が重ならないよう配慮しました。

(3) 保護者説明

民間移管事業を円滑に進めるためには保護者の理解と協力が不可欠です。今回の検証対象である令和２年度以降の移管においては、入園前におよその移管時期が周知されていましたが、保護者の不安解消・理解促進に向けて十分な説明をするため、それまでの移管と同様、保護者説明会、個別相談、既移管園見学会等を複数回にわたって実施しました。この他、移管準備の進行にあわせて適宜、情報提供を行いました。

保護者説明会等には、できるだけ多くの保護者に参加していただけるよう、園ごとに保護者のお迎え時間帯を考慮するなど、工夫して取組を進めました。

令和２～４年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、保護者説明（説明会、既移管園訪問等）の一部を中止、書面開催またはオンライン開催に変更しました。

(4) 法人募集

移管２年前の６月に法人募集を行いました。募集にあたっては、法人募集説明会の開催前に、市内外を問わず応募要件を満たす法人を対象にダイレクトメールを送付しました。また、市ホームページの他、関係団体ホームページにも募集案内掲載を依頼するなど、積極的に情報提供を行いました。

(5) 法人選考

客観性と専門性を確保する観点から、学識経験者や福祉関係者等からなる「横浜市立保育所の民間移管にかかる法人選考委員会」（本市附属機関「横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会」の分科会）において移管先法人を選考しました。

法人選考委員会では、①選考基準や選考方法の決定、②移管予定園を訪問し、職員や保護者と意見交換、③書類審査、④法人運営園への実地調査、⑤面接（法人理事長・施設長予定者・主任保育士予定者・会計担当者）等、移管前々年度の４月から１１月までの約８か月にわたり選考を行いました。

<法人応募状況及び移管先法人の所在地別内訳（移管時）>

移管年度	応 募				移管先			
	小計	市内	県内	県外	小計	市内	県内	県外
平成 16 年度	18	10	0	8	4	3	0	1
17 年度	24	11	3	10	4	3	0	1
18 年度	17	7	1	9	4	2	1	1
19 年度	15	6	2	7	4	2	0	2
20 年度	13	5	1	7	4	1	0	3
21 年度	16	5	2	9	4	2	1	1
23 年度	16	5	2	9	4	2	0	2
24 年度	19	2	2	15	4	1	0	3
25 年度	20	6	4	10	4	2	1	1
26 年度	22	3	1	18	2	1	0	1
27 年度	20	5	0	15	2	1	0	1
28 年度	8	0	1	7	2	0	1	1
29 年度	19	7	1	11	2	2	0	0
30 年度	17	3	3	11	3	1	0	2
令和元年度	10	1	3	6	4	1	1	2
2 年度	6	2	0	4	4	1	0	3
3 年度	12	5	0	7	4	2	0	2
4 年度	12	1	1	10	4	0	1	3
5 年度	15	6	2	7	3	1	0	2
6 年度	23	5	3	15	2	0	1	1
合計	322	95	32	195	68	28	7	33
		29.5%	9.9%	60.6%		41.2%	10.3%	48.5%

※移管先法人数：複数の移管を受けた法人があるため、実数では 50 法人です。

(6) 民間移管にあたっての諸条件

移管先法人には、通常の民間保育所に求める運営基準（国の定める最低基準や本市基準等）に加え、「横浜市立保育所の民間移管にあたっての諸条件」を付しています。その内容は、保育の基本的な内容に加え保護者の声やこれまでの移管状況、法人選考委員会での議論も踏まえて、移管年度ごとに本市が決定しました。

(7) 三者協議会

保護者、移管先法人及び横浜市の三者で構成され、移管 1 年前から最長で移管日の前日に在園していたこどもが卒園するまでの間、実施しています。

移管前の三者協議会では、移管後の保育内容や、給食に関する事、延長保育の利用方法などについて、1 年間をかけて協議・決定しました。移管後は、移管条件にかかる事項の変更についての協議や、日常の保育についての情報交換が行われています。

(8) 引継ぎ・共同保育

環境変化によるこどもへの影響を最小限にするため、保育内容の継承及びこどもとの信頼関係づくりを行う「引継ぎ・共同保育」を 1 年にわたって実施しました。

移管 1 年前の 4 月から、施設長予定者及び主任保育士予定者が、こどもの様子をはじめ、行事、施設・設備、近隣の状況等、園の全体像を把握するための引継ぎを行いました。移管 3 か月前の 1 月からは、各クラス担任予定の法人保育士も加わり、市立職員との共同保育や、保護者との個人面談等を実施し、こども・保護者との信頼関係づくりに努めました。

また、横浜市の保育について理解を深めてもらうため、市内保育施設を対象とした横浜市の研修プログラムの受講を移管先法人にも案内しています。

(9) アフターフォロー

園運営の円滑な移行を支援するため、移管後一定の期間、市職員（移管前の園長及び保育士、市立園長経験者等）が移管園へ訪問しています。

令和2～4年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、緊急事態宣言発令時の訪問を見合わせました。

7 横浜市立保育園廃止処分取消請求事件訴訟について

この訴訟は、平成16年度に移管した4園の一部の保護者から、園を廃止する処分の取消と損害賠償を求めて提起されたものです。

一審の横浜地裁判決（平成18年5月22日）では、民営化を16年4月1日に実施することとは違法と認定され、損害賠償（一世帯10万円）を命じられました。

一方、二審の東京高裁判決（平成21年1月29日）では、処分の取消を求める請求は不適法であり、却下を免れないとされ、損害賠償請求についても棄却されました。

その後、最高裁判所に上告受理の申立がなされ、平成21年11月26日に最高裁の判決が出されました。判決の概要は以下の通りです。

(1) 本件改正条例の処分性について

本件改正条例は、本件各保育所の廃止のみを内容とするものであって、他に行政庁の処分を待つことなく、その施行により各保育所廃止の効果を発生させ、限られた特定の者らに対して、直接、当該保育所において保育を受けることを期待し得る法的地位を奪う結果を生じさせるものである。

本件改正条例の制定行為は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる。

(2) 取消請求について

本件改正条例の制定行為の取消しを求める部分を不適法として却下した原審の判断には、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらないとした点において、法令の解釈適用を誤った違法がある。

しかしながら、現時点においては、上告人らに係る保育の実施期間がすべて満了していることから、訴えの利益は失われたものというべき。

原審の判断は、結論において是認することができる。

※なお、国家賠償請求に関する部分は、申立てが受理されていません。

第2 検証の内容・方法

今回の検証では、令和2年度～6年度までの移管分について検証を行うとともに、市立保育所民間移管事業計画（平成27年2月策定）に定める移管等対象園のうち、従来の手法による移管が終了したことを踏まえ、事業開始年度である平成16年度からこれまでの移管の経過について振り返りを行いました。

1 令和2～6年度移管分（17園）の振り返り

(1) 移管園関係者へのアンケートの実施

ア 保護者

イ 移管先法人

ウ 引継ぎ・共同保育時に移管園に勤務していた市立保育所職員

(2) 法人選考委員による実地調査、施設長へのヒアリング

2 事業開始（平成16年度）からこれまでの振り返り

(1) 移管後の運営状況等の確認

(2) 法人選考委員による振り返り

【検証の対象・検証実施年度について】

平成29年度までの検証では、3年に1度の事業検証のため、直近3年間の移管園を対象として、検証の実施年度に、3年分まとめてアンケート等を実施していました。

そのため、検証の際、アンケート等を実施時点での移管後経過年数が移管年度によって変わってしまう、という課題がありました。

上記課題へ対応するため、平成30年度以降に移管した園へのアンケートは、実施時期を「移管後概ね1年経過した」時期に統一することと改めました。これにより、前回、令和2年度の検証では、平成30～31（令和元）年度移管を対象としました。

これまでどおり3年に1度の実施の場合、令和5年度が検証実施年度でしたが、5年度実施の場合、検証の段階で6年度移管の引継ぎ・共同保育を残すのみであり、また、移管等を延期している2園については、従来の手法による移管が難しいことから、検証結果を活かしづらい状況でした。

よって、令和2～6年度移管分の事業検証は、令和6年度移管後1年を経過した時期に実施することとしました。

第3 令和2～6年度移管の振り返り

※本項目内の表・グラフの数値については、小数点第二位を四捨五入しており、また設問によって回答をいただけなかった項目もあるため、必ずしも合計が100%となりません。

1 保護者アンケート結果

移管後の保育内容や園運営に対する満足度について、令和2～6年度移管園（17園）の保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。

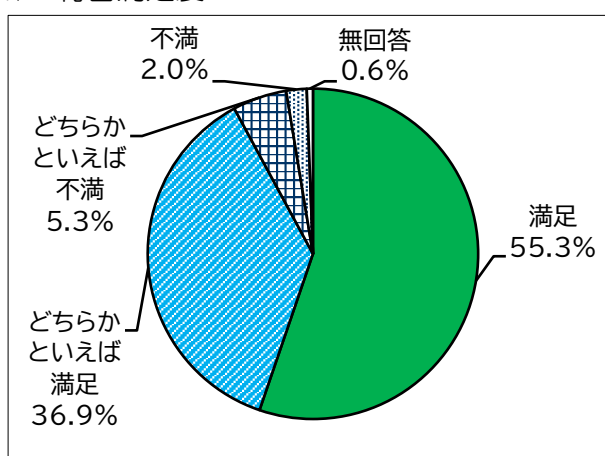
実施時期：移管後1年～1年6か月後

対 象：令和2～6年度移管園在園児の全保護者 1,145世帯

回 答 数：510世帯（回収率 44.5 %）

移管前在園児の保護者 73.5%、移管後入園児の保護者 25.9%、無回答 0.6%

(1) 総合満足度

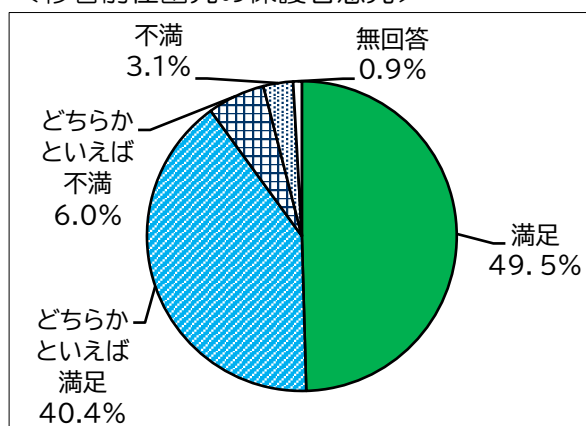


【主な意見】

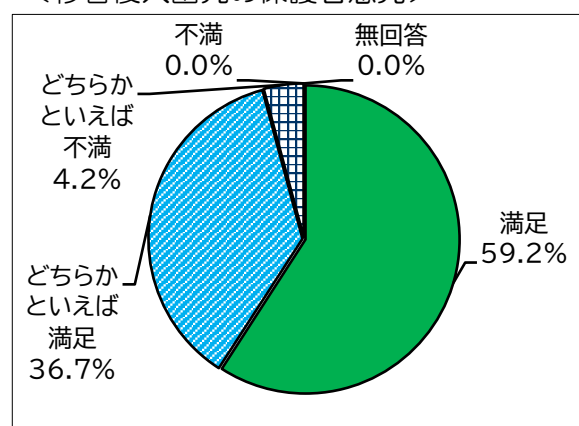
- ・丁寧に保育してもらい、安心して預けられる
- ・こどもがのびのび過ごせている
- ・市立園のよいところを引き継ぎつつ、少しずつ新しいことも取り入れているのがよい
- ・駐車場が拡充され便利になった
- ・園からの情報発信を増やしてほしい
- ・園内の情報共有、連携が不足しているように感じる

【移管前後（入園時期）による保護者の意見（令和2～6年度移管）】

<移管前在園児の保護者意見>



<移管後入園児の保護者意見>

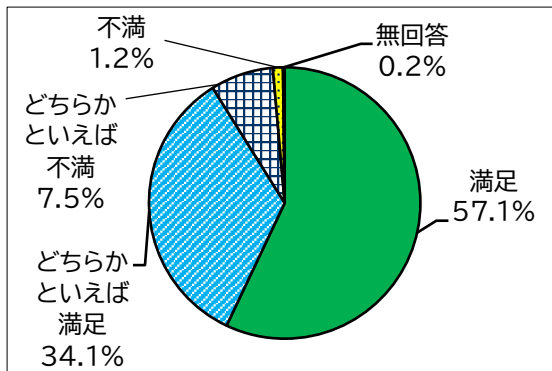


【分析】

総合満足度については、92.2%の方が「満足」・「どちらかといえば満足」と回答しています（前回（令和2年度実施）86.3%）。また、移管前後による保護者意見でも、入園時期によらず「満足」・「どちらかといえば満足」と回答した方が多く、移管後の園運営について、概ね満足度が高いことが読み取れます。

(2) 項目別満足度 <回答：510 世帯>

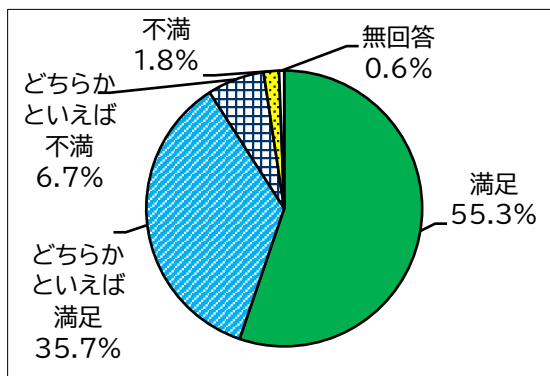
ア 遊び・行事



【主な意見】

- ・園行事や年長児の活動が引き継がれてよかった
- ・こどもが毎日楽しそうに登園している
- ・外遊びの遊具が充実した
- ・バス遠足や新しい行事をこどもが喜んでた
- ・園生活でいろいろなことを経験し成長している
- ・体操や造形・製作など新しい取組が取り入れられてよい
- ・乳児クラスの行事が少ないので増やしてほしい

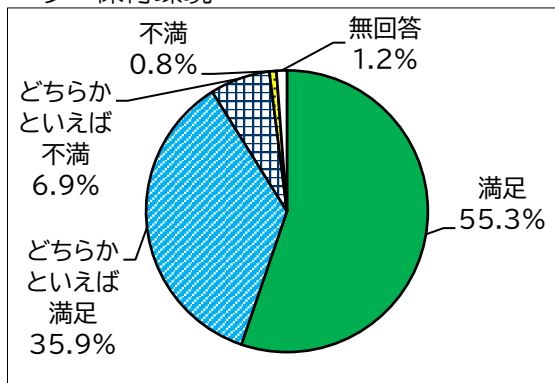
イ 食事・生活



【主な意見】

- ・野菜を育てて簡単な調理をするなど食育が充実
- ・こどもが食べたものについてよく話してくれる
- ・行事食などメニューが充実しこどもが喜んでいる
- ・手洗い、あいさつ、食事マナーなどが身に付いた
- ・タオルなどの持ち物が減り、保護者負担が減った
- ・服やおむつのストックが足りているか分からない
- ・布団や着替えの季節の切り替えを教えてほしい
- ・もう少し午睡時間を減らしてほしい

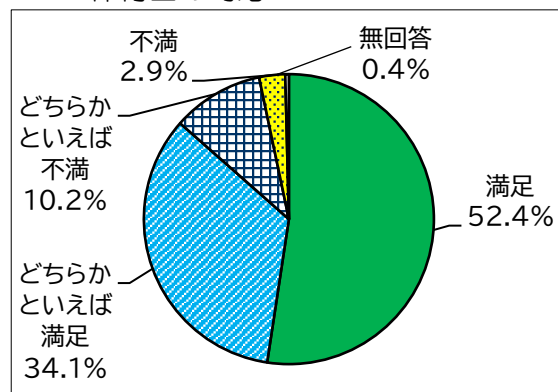
ウ 保育環境



【主な意見】

- ・その日の活動が写真で見られるようになっている
- ・室内、園庭が清掃され、おもちゃも消毒され清潔
- ・安心して過ごせるようレイアウトが工夫されている
- ・建物が古くトイレや室内の劣化が気になる
- ・遊具が新しくなるとよい
- ・(感染症予防のため入室に制限がある中) こどもたちの作品が見やすい場所に展示されている

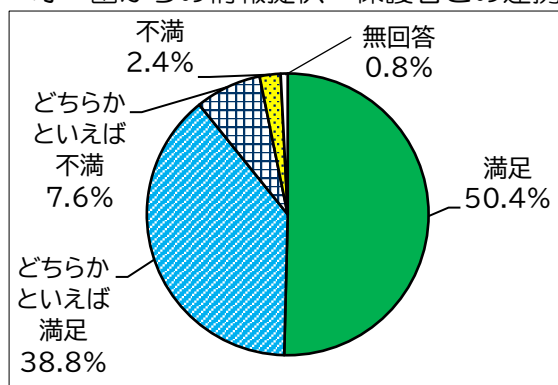
エ 保育士の対応



【主な意見】

- ・先生がこどもにも親にも温かく寄り添ってくれる
- ・こどもが先生を信頼していて安心して任せられる
- ・こどもの気持ちや体調にそった保育をしてくれる
- ・その日のことを細かく伝えてくれ相談にもものってくれる
- ・保育士間での情報共有ができていないときがある
- ・先生によって対応が違うことがある
- ・けが等の報告が不十分なことがある

オ 園からの情報提供・保護者との連携



【主な意見】

- ・園だよりがわかりやすく、毎月楽しみにしている
- ・保護者からの問合せにも迅速に答えてくれる
- ・アプリの利用で便利になった
- ・園のHPを活用してほしい
- ・予定や持ち物等の連絡はもう少し早くしてほしい
- ・感染症の発生状況をもう少し詳しく周知してほしい

【分析】

「遊び・行事」「食事・生活」「保育の環境」の項目では90%以上の方が、「保育士の対応」「園からの情報提供」の項目では85%以上の方が、「満足」・「どちらかといえば満足」と回答しており、法人による日々の取組に対しての満足度が高いことがわかります。

「保育士の対応」では、「こどもにも親にも寄り添ってくれる」「その日のことを細かく伝えてくれる」といった意見の一方で、「先生によって対応が違うことがある」「けがなどの報告が不十分なことがある」等、より丁寧な対応を求める意見もありました。

「園からの情報提供・保護者との連携」では、「園だよりがわかりやすい」「保護者からの問合せに迅速に答えてくれる」等の意見がありました。一方、「園のHPを活用してほしい」「予定や持ち物の連絡はもう少し早くしてほしい」など、情報提供の方法等に関する意見がありました。

(3) 拡充したサービス

移管後に実施したサービスについては、各園ともに「保護者の負担が減った」との意見があり、保護者から高い評価を得ています。また、法人による運営となったことで、各園独自の新たなサービスが提供され、「柔軟に対応してもらえる」との意見がありました。

ア 開所時間の延長に関する主な意見

- ・時間が長くなり、とても助かっている
- ・いざという時に使える制度があり、安心感がある

イ 土曜日の開所時間の延長及び給食提供に関する主な意見

- ・土曜日の給食の提供及び保育時間の延長は非常にありがたい
- ・急な利用でも柔軟に対応してもらえて助かった
- ・土曜の給食提供は非常に助かる。こどもも楽しみにしている

ウ 一時保育に関する主な意見

- ・必要な人にはとても助かる取組だと思う

エ 移管前と比べて良くなったと思う点

- ・設備が新しくなり、清潔で安全な環境になった
- ・持ち物が少なくなり、保護者の負担が減った
- ・寝具が布団からコットになり、衛生的になった
- ・給食のメニューが多彩になり、こどもが食事に関心を持つようになった
- ・外部講師が来てくれるなどいろいろな経験ができるようになった
- ・バス遠足、クッキング、コンサートなど、新しい行事が増えた

- ・対応が柔軟になった

オ 移管前と比べて気になる点

- ・朝、夕の送迎時の先生が少ない気がする
- ・先生同士の連携が取れていないと感じる時がある
- ・行事などがたくさんあり、先生方の業務量が心配
- ・園のルールを統一し、徹底させてほしい
- ・以前より先生の人数が少なく感じる。先生の負担が増えていないか心配

(4) 移管の進め方に関する保護者の評価

移管の進め方に関して、移管前から在園しているこどもの保護者を対象として、ご意見をお聞きしました。377 世帯から回答がありました。

ア 移管園公表から移管までの期間（2年6か月）について

長い	3.2%
ちょうどよい	80.1%
短い	1.3%
どちらともいえない	13.8%
無回答	1.6%

「ちょうどよい」と回答した方が全体の 80.1%（前回 74.1%）と最も高くなっており、「入園時には移管を知ることができていた」「見通しが持てた」「情報収集ができた」といった意見がありました。

一方、その他の回答をした方からは「今回以上に長くても短くても変わらないと感じた」「コロナ禍だったので何ともいえない」といった意見がありました。

イ 保護者説明会等の開催頻度について

多い	5.3%
ちょうどよい	73.5%
少ない	2.7%
どちらともいえない	16.4%
無回答	2.1%

「ちょうどよい」と回答した方が全体の 73.5%（前回 75.9%）と最も高くなっており、「問題がない」「丁寧だった」といった意見がありました。

一方、「少ない」または「どちらともいえない」と回答した方からは「参加できる日が少なかった」といった意見がありました。

感染症対策をとりながら説明会（書面開催含む）を実施した令和4～6年度移管園の保護者の方からは「感染症が心配で参加しづらい」「オンラインでの実施があるとよい（※）」「アーカイブで見られるとよい」といった意見もありました。

（※）新型コロナウイルス感染症拡大初期にはオンライン開催ができませんでしたが、令和4年度からオンラインで説明会等を実施しました。

ウ 引継ぎの期間（1年間）について

長い	0.5%
ちょうどよい	77.7%
短い	9.8%
どちらともいえない	10.3%
無回答	1.6%

「ちょうどよい」と回答した方が全体の 77.7%（前回 73.2%）と最も高くなっており、「1 年を通して行事やこどもたちの様子を把握してもらい、新しい先生に慣れた」「保護者もこどもも心の準備ができた」といった意見がありました。

一方、「短い」と回答した方からは「コロナ禍で行事が縮小・中止となったため」「コロナ禍で引継ぎが十分ではないように感じる」といった意見がありました。

エ 共同保育の期間（3か月）について

長い	0.5%
ちょうどよい	60.7%
短い	25.2%
どちらともいえない	11.7%
無回答	1.9%

「ちょうどよい」と回答した方が全体の 60.7%（前回 60.7%）と最も高くなっており、「こどもたちが先生に慣れスムーズに進級できた」といった意見がありました。

一方、「短い」と回答した方からは「行事や保育内容を把握するには短いのではない」「園や地域のことを理解するためにはもう少し長い方がよい」といった意見がありました。

オ 三者協議会の回数（移管前年5回程度、移管後年3回程度）について

多い	8.5%
ちょうどよい	66.8%
少ない	3.2%
どちらともいえない	19.6%
無回答	1.9%

「ちょうどよい」と回答した方が全体の 66.8%（前回 68.8%）と最も高くなっており、「負担のない回数だった」といった意見がありました。

一方、「どちらともいえない」と回答した方からは「オンラインでの開催でもよい」といった意見が、「多い」と回答した方からは「書面配付やアンケートでカバーできる」といった意見がありました。

2 移管先法人アンケート結果

実施時期：移管翌年度6～7月

対 象：令和2～6年度移管園（17園）の移管先法人

回 答 数：17 法人

移管の進め方やアフターフォローについては、約7割の法人から「ちょうどよい」「適当である」との回答がありました。

(1) 移管事業の進め方について

ア 移管園公表から移管までの期間（2年6か月）について

長い	0 法人	0.0%
ちょうどよい	13 法人	76.5%
短い	0 法人	0.0%
どちらともいえない	4 法人	23.5%

17 法人のうち 13 法人が「ちょうどよい」と回答しており、「人員確保等の準備期間としてちょうどよい」といった意見がありました。

一方で、「移管を受ける側としてはもう少し短期の方がよい」といった意見がありました。

イ 法人募集説明会の周知方法及び内容について（DM 送付、市 HP・関係団体 HP への掲載等）

適当である	15 法人	88.2%
適当でない	0 法人	0.0%
どちらともいえない	1 法人	5.9%
その他	1 法人	5.9%

15 法人が「適当である」と回答しており、「HP で確認できわかりやすい」「説明会資料がわかりやすく、HP でも閲覧できよかった」といった意見がありました。

ウ 法人募集説明会から応募までの期間（約1か月半）について

長い	0 法人	0.0%
ちょうどよい	10 法人	58.8%
短い	6 法人	35.3%
どちらともいえない	1 法人	5.9%

10 法人が「ちょうどよい」と回答しており、「事前に準備していたため」「準備や考えをまとめるのにちょうどよかった」といった意見がありました。

一方、「短い」と回答した法人からは「書類作成のために時間を要する」といった意見がありました。

エ 法人選考の期間（約4か月）について

長い	0 法人	0.0%
ちょうどよい	12 法人	70.6%
短い	1 法人	5.9%
どちらともいえない	4 法人	23.5%

12 法人が「ちょうどよい」と回答しており、「書類審査や実地調査があるため適当な期間である」といった意見がありました。

一方、「どちらともいえない」と回答した法人からは「長いように感じるが、丁寧な選考のためには致し方ないと思う」といった意見がありました。

オ 引継ぎの期間（1年間）について

長い	2 法人	11.8%
ちょうどよい	13 法人	76.5%
短い	0 法人	0.0%
どちらともいえない	2 法人	11.8%

13 法人が「ちょうどよい」と回答しており、「一年の流れや行事を見ることができ」「四季の保育や行事が体験できる」といった意見がありました。

一方、「長い」と回答した法人からは「引継ぎをする方も受ける方も負担が大きいと感じた」といった意見がありました。

カ 共同保育の期間（3か月）について

長い	2 法人	11.8%
ちょうどよい	13 法人	76.5%
短い	1 法人	5.9%
どちらともいえない	1 法人	5.9%

共同保育の期間については、13 法人が「ちょうどよい」と回答しており、「こどもの様子や保育内容を把握できた」といった意見がありました。

一方、「長い」と回答した法人からは「もう少し短くても引き継げる」といった意見が、「どちらともいえない」と回答した法人からは、「年度途中の職員確保が難しかった」といった意見がありました。

(2) 職員について

ア 施設長の経験年数

- ・下記のいずれかに該当すること

- ① 社会福祉事業経験 15 年以上（うち認可保育所経験 3 年以上）
- ② 認可保育所での保育経験 12 年以上
- ③ 社会福祉事業経験 10 年以上（うち認可保育所施設長経験 3 年以上）

長い	3 法人	17.6%
ちょうどよい	10 法人	58.8%
短い	0 法人	0.0%
どちらともいえない	3 法人	17.6%
無回答	1 法人	5.9%

10 法人が「ちょうどよい」と回答しており、「望ましいと思う」「利用者の安心につながる」といった意見がありました。

また、「長い」「どちらともいえない」と回答した法人からは「経験年数によらず適任者がいる」といった意見がありました。

イ 常勤保育士の経験年数

- ・下記のいずれかに該当すること

- ① 保育経験 10 年以上又は法人園での経験が 7 年以上：2 人以上
- ② 保育経験 5 年以上：3 分の 1 以上（上記 2 人を除く数を母数とする。）

長い	4 法人	23.5%
ちょうどよい	9 法人	52.9%
短い	0 法人	0.0%
どちらともいえない	4 法人	23.5%

9 法人が「ちょうどよい」と回答しており、「職員の入れ替わりがあるためスキルが必要」といった意見がありました。

一方、「長い」または「どちらともいえない」と回答した法人からは「保育士不足の中では確保が困難」「法人の保育を理解している保育士がよいと思う」といった意見がありました。

ウ 勤務の継続（施設長、主任保育士は原則３年以上）について

長い	1 法人	5.9%
ちょうどよい	10 法人	58.8%
短い	0 法人	0.0%
どちらともいえない	6 法人	35.3%

10 法人が「ちょうどよい」と回答しており、「安定した保育やこども・保護者の安心のためには必要」といった意見がありました。

一方、「どちらともいえない」と回答した法人からは「園長と主任が同時に交代とならないようにした方がよい」といった意見がありました。

エ 引継ぎ・共同保育の参加職員数及び頻度（p 7 第 1、6(8) 引継ぎ・共同保育 参照）

適当である	12 法人	70.6%
適当でない	1 法人	5.9%
どちらともいえない	3 法人	17.6%
その他	1 法人	5.9%

12 法人が「適当である」と回答しており、「こども・保護者との関係づくりができた」「各クラスの様子を引き継げた」といった意見がありました。

一方、「どちらともいえない」「適当でない」と回答した法人からは「年度途中の採用や人事異動が難しい」といった意見がありました。

(3) 三者協議会について

ア 移管前 1 年間の三者協議会の回数（5 回）について

多い	2 法人	11.8%
ちょうどよい	14 法人	82.4%
少ない	0 法人	0.0%
どちらともいえない	1 法人	5.9%

14 法人が「ちょうどよい」と回答しており、「保護者との信頼関係構築のため」「保護者から質疑を受けたり意見を聞ける機会だった」といった意見がありました。

一方、「多い」と回答した法人からは「参加者が少なかったため」といった意見がありました。

イ 移管後 1 年目の三者協議会の回数（3 回）について

多い	2 法人	11.8%
ちょうどよい	7 法人	41.2%
少ない	0 法人	0.0%
どちらともいえない	7 法人	41.2%
無回答	1 法人	5.9%

7 法人が「ちょうどよい」と回答しており、「時期ごとに保護者の意見が聞けた」「保護者に移管後の保育の様子を伝えられた」といった意見がありました。

「どちらともいえない」と回答した法人からは「内容により法人と保護者の二者でもよい」「回数は園の状況によって決めるとよい」といった意見がありました。

(4) アフターフォローについて（p 8 第 1、6(9) アフターフォロー 参照）

適当である	11 法人	64.7%
適当でない	0 法人	0.0%
どちらともいえない	4 法人	23.5%
その他	2 法人	11.8%

11 法人が「適当である」と回答しており、「こどもたちの成長を伝えられる良い機会」「保育や行事等の確認や相談ができた」といった意見がありました。

一方「どちらともいえない」と回答のあった法人からは、「午後の時間帯の訪問もあると保護者がより安心できるのでは」といった意見がありました。

(5) 移管時の施設・設備について

満足	1 法人	5.9%
どちらかといえば満足	7 法人	41.2%
どちらかといえば不満	6 法人	35.3%
不満	3 法人	17.6%

8 法人が「満足」「どちらかといえば満足」と回答しており、「移管前に修繕されていた」「手入れが行き届いていた」といった意見がありました。

一方、9 法人が「不満」「どちらかといえば不満」と回答しており、「移管直後に修理を要する箇所が複数あった」「保育室の広さや配置など使いにくさを感じる」といった意見がありました。

(6) 移管後に取り入れた新たな取組について

行事等：バス遠足、卒園遠足、お泊り保育、夏祭り、年長児の夜のイベント（蛍を見る散歩）

外部講師等の派遣による取組：英語遊び、リトミック、造形や絵画の活動、コンサート

食育：田植え、リクエスト献立、クッキング、おもちつき

保護者参加行事等：保育士体験、誕生会への参加、保護者と園の対話会

その他：コット（簡易ベッド）、写真販売、保育内容のデータ配信、キャッシュレス決済等の導入、障害児通所支援事業

(7) 本市民間移管事業への応募意向について

意向あり	6 法人	35.3%
意向なし	5 法人	29.4%
検討中	4 法人	23.5%
その他	2 法人	11.8%

今後の応募意向については、6 法人が「意向あり」と回答しており、「保育士のキャリアアップにつながる」「横浜の保育が学べる」「地域貢献したい」といった意見がありました。

「意向なし」「検討中」「その他」と回答した法人からは「職員体制が整わない」「職員を確保できれば応募する」といった意見がありました。

3 市立保育所職員アンケート結果

(1) 移管前アンケート

実施時期：移管直前の3月

対 象：令和2～6年度移管園（17 園）の市立保育所職員（園長含む）

回 答 数：335 人

ア 移管園公表から移管までの期間（2年6か月）について

長い	3.7%
ちょうどよい	74.4%
短い	1.8%
どちらともいえない	20.1%

「ちょうどよい」と回答した職員は全体の74.4%と最も多く、「心積もりができ、余裕を持って準備ができる」「保護者も職員も見通しが持てる」といった意見がありました。

一方、「短い」と回答した職員からは「コロナ禍で引継ぎが十分できたか不安」といった意見がありました。「どちらともいえない」と回答した職員からは「入園前に移管を周知できているため、保護者も見通しが持ててよい」といった意見がありました。

イ 移管年度公表後の保育の様子について（こども、保護者、職員 等）

良好であった	45.5%
課題があった	9.6%
どちらともいえない	36.0%
その他	8.9%

「良好であった」と回答した職員は全体の45.5%と最も多く、「移管までの期間が確保され、丁寧な対応ができたため混乱がなかった」「保護者・こどもともに落ち着いて過ごせた」といった意見がありました。

一方、「どちらともいえない」と回答した職員は全体の36.0%と次いで多く、「感染症対策が中心で、保護者の移管への意識が薄い気がした」「移管後の新しいサービスや行事に期待を寄せる様子も見られた」といった意見がありました。

「課題があった」と回答した職員からは「移管に関心がない、イメージがわからない保護者がいた」との意見があり、その他の回答では「職員の入れ替わりが不安な保護者には丁寧に対応した」といった意見がありました。

ウ 法人選考委員の職員ヒアリングの時期・内容について（移管前々年度 5 月頃実施）

適当である	65.8%
適当でない	0.0%
どちらともいえない	27.5%
その他	6.7%

「適当である」と回答した職員は全体の 65.8%と最も多く、「選考にあたり、園の保育方針、大切にしたいことを丁寧にきいていただいた」「園が落ち着いている時期に園の様子をみてもらえてよい」といった意見がありました。

一方、「どちらともいえない」と回答した職員からは「移管のイメージができていない」「コロナ禍でも実施できてよかった」といった意見がありました。

エ 移管先法人を紹介する職員説明会の時期・内容について（移管前々年度 1 月実施）

適当である	76.1%
適当でない	0.3%
どちらともいえない	18.2%
その他	5.3%

「適当である」と回答した職員は全体の 76.1%と最も多く、「共同保育が始まる前に法人の考え方を知ることができてよかった」「法人理事長や職員と直接会うことで安心できた」「コロナ禍でも web で顔合わせができてよかった」といった意見がありました。

一方、「適当でない」「どちらともいえない」と回答した職員からは「もう少し早い方が見通しが持てる」「もう少し具体的に法人の考え・思いを聞けるとよかった」といった意見がありました。

オ 引継ぎの期間（1 年間）について

長い	1.2%
ちょうどよい	71.3%
短い	3.1%
どちらともいえない	24.3%

「ちょうどよい」と回答した職員は全体の 71.3%と最も多く、「一年間の保育の流れや行事の引継ぎができる」「園長・主任保育士予定者と職員との関係ができた上で、安心して共同保育に入れた」「こどもたちが動揺なく慣れ親しんでいた」といった意見がありました。

一方、「短い」もしくは「どちらともいえない」と回答した職員からは「園長・主任保育士のみでは引継ぎのスケジュールがタイト」「コロナ禍で中断した期間があったため」といった意見がありました。

カ 共同保育の期間（移管前年度 1～3 月の 3 か月間）について

長い	2.1%
ちょうどよい	51.2%
短い	15.9%
どちらともいえない	26.5%

「ちょうどよい」と回答した職員は全体の 51.2%と最も多く、「こどもたちにも保育の内容にも慣れていけるちょうどよい期間」「こどもたちが落ち着いている時期・期間でよかった」といった意見がありました。

一方、「短い」と回答した職員からは「早番・遅番、土曜など園生活のすべてを引き継ぐには短い」といった意見が、「どちらともいえない」と回答した職員からは「法人職員の不安をなくするための時間が足りていたかわからない」「期間はちょうどよかったが、感染症の関係で引き継げない保育内容があった」といった意見がありました。

キ 引継ぎ・共同保育の参加職員数及び頻度について

適当である	58.6%
適当でない	10.5%
どちらともいえない	25.8%
その他	5.4%
無回答	0.3%

「適当である」と回答した職員は全体の 58.6%と最も多く、「こども・職員ともに負担なく関係性を築くことができた」「保護者も担任予定者と送迎時に関係を築くことができ安心感へつながる」といった意見がありました。

一方、「適当でない」「どちらともいえない」と回答した職員からは、「年度末は新年度準備や事務作業でクラスから抜けることが多くなった」「市立と移管先法人の職員間の話し合いの時間を作ることが大切」といった意見がありました。

ク 引継ぎ・共同保育の方法及び内容について

適当である	42.3%
適当でない	6.4%
どちらともいえない	37.9%
その他	15.8%

「適当である」と回答した職員は全体の 42.3%と最も多く、「互いの保育を認め合い、学びの場になった」「部屋の使い方など環境面の引継ぎも行った」「コミュニケーションを大事に保育を伝えていった」といった意見がありました。

一方「どちらともいえない」と回答した職員からは、「担任間の情報共有・引継ぎが重要」「コロナ禍で行事の引継ぎが難しかった」といった意見がありました。「適当でない」と回答した職員からは、「共同保育に入る保育士は移管先法人での保育経験がある方がよい」といった意見もありました。

ケ 三者協議会開催時（年5回程度）の保育体制等について（平日夜間、土曜日等）

問題ない	52.2%
課題があった	6.9%
どちらともいえない	28.6%
その他	8.5%

「問題ない」と回答した職員は全体の 52.2%と最も多く、「早めに日程が知らされていたので調整できた」「平日の夕方、短時間の実施で保育の体制や会場確保など問題なくできた」といった意見がありました。

一方、「課題があった」「どちらともいえない」と回答した職員からは、「こどもに負担がないよう予定時間内に終了できるとよい」「参加者が少なかったため課題があったかわからない」といった意見もありました。

(2) アフターフォロー後アンケート

実施時期：移管後 1 年目

対 象：令和 2～6 年度移管園（17 園）の市立保育所職員（園長含む）

回 答 数：123 人

ア アフターフォローの内容・期間について（移管 1 年目の 12 月頃までに園訪問 2 回程度）

適当である	69.9%
適当でない	1.6%
どちらともいえない	21.1%
その他	7.3%

「適当である」と回答した職員は全体の 69.9%と最も多く、「前期・後期と 2 回行くことで、こどもたちの成長や園の様子を見ることができた」「法人の相談に答えられる」「こどもにも法人・市立の保育士にも負担がない」といった意見がありました。

一方、「どちらともいえない」「その他」と回答した職員からは「必要な場合は臨機応変に対応できるとよい」「職員間の共有の時間がもっととれるとよい」「2 回行きたかった」といった意見がありました。

※ 令和 2～3 年度移管園では、緊急事態宣言発令時の訪問を見合わせました。また、状況により訪問を延期、取りやめとしました。その結果、訪問回数が 1 回となった職員もいました。

イ その他意見

【保育士】

- ・ 移管後できるだけ早い時期にフォローができるとよい
- ・ 職員の定期的な訪問は、こどもや保護者の対応、園運営や行事の方法について具体的に伝える良い機会となった
- ・ 感染症対策等やむを得ない場合を除き、年に 2 回行けるとよい
- ・ アドバイスをするにより、改めて保育を確認でき、自分の学びにもなった
- ・ 職員自身がこどもの成長を感じる場、自分自身の保育を振り返る場、法人の保育がどのように組み立てられているかを学ぶ場になると思う

【園長】

- ・引継ぎ・共同保育で一緒に保育をした仲間に定期的に会い、保育や園運営について語ることは、市立園長にとっても、とても有意義な時間となった
- ・市立保育士から移管先法人保育士への一方的な「フォロー」の場というより、共にこどもたちの育ちを見守り、成長を喜び合う場にできるとよい。お互いにとって「移管」の一区切りとなると思う

4 法人選考委員による実地調査、施設長へのヒアリング

法人選考委員が既移管園を訪問し、保育の様子を確認するとともに、施設長と意見交換を行いました。

(1) 移管条件の達成状況の確認

ア 保育所運営条件や多様な保育ニーズへの対応について

各移管園ともに条件に沿った運営をしていました。また、設備・什器の更新や園舎の建替え・増築・内装改修などの様々な対応が行われており、各移管園の保育環境改善につながっています。ニーズに合わせて乳児の受け入れ枠を増やすなど定員を変更した園もありました。

選考委員からは、「市立保育所の保育を引き継ぎながら、少しずつ、法人の保育を加えている」「園庭開放や育児講座など地域の子育て支援にも力を入れている」といった意見がありました。

イ 職員の確保について

施設長や主任保育士は、移管時から継続して勤務しており、常勤保育士の経験者の確保についても条件を満たしていました。

(2) 施設長ヒアリング

市立保育所の保育や地域との関係を継承しつつ、移管先法人の良い部分を保育に活かしている様子がうかがえました。こどもたちや保護者の安心のため、丁寧に説明することを心がけているとお話があり、情報の発信の仕方を工夫している様子がうかがえました。

また、今後について、「保育の質」「保育士の資質」のさらなる向上や新たな行事の導入、園舎の建替え・改修等を検討している、といったお話がありました。

選考委員からは、「職員間の保育理念の共有など移管後の保育を作り上げることに苦労している様子がうかがえた」「移管園同士が相談・意見交換できる交流の機会があるとよい」といった意見がありました。

(3) その他

福祉サービス第三者評価については、移管後3年を目途に実施することを条件としていますが、各移管園において、条件に沿って実施される見込みです。

法人選考委員による実地調査・施設長ヒアリングを通じて、第三者の視点による移管後の状況確認や課題の抽出等行うことにより、安定した園運営に必要な支援が進められています。

【実地調査・ヒアリング対象園、実施時期】 （※カッコ内は移管前の園名）

移管年度	園名（訪問調査時の園名）	実施時期
令和2年度	清水ヶ丘保育園、笹下南つくしんぼ保育園（笹下南保育園）、川井宿保育園、わらべ細谷戸保育園（細谷戸保育園）	令和3年8、11月
令和3年度	あっぱる滝頭保育園（滝頭保育園）、荏田北保育園、横浜茅ヶ崎保育園（茅ヶ崎保育園）、俣野保育園	令和4年11月
令和4年度	三春台保育園、野庭保育園、星の子白根保育園（白根保育園）、たけやまの森保育園（竹山保育園）	令和5年10、11月
令和5年度	向台保育園、舞岡保育園、上郷いちい保育園（上郷保育園）	令和6年10、11月
令和6年度	風の丘・上大岡東保育園（上大岡東保育園） かまりや保育園（釜利谷保育園）	令和7年11月

5 新型コロナウイルス感染症流行下での移管

令和2～4年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、保護者説明（説明会、既移管園訪問）、三者協議会等の一部を中止、書面開催またはオンライン開催に変更するなど、状況に合わせて対応しました。

法人選考や引継ぎ・共同保育は、感染症拡大防止策を行いながら、おおむね予定通り行いました。

また、アフターフォローの市職員による園訪問は、緊急事態宣言発令期間中などを避けて行い、園の状況に合わせ、時期・内容の変更等も行いました。

第4 事業開始（平成16年度）からこれまでの振り返り

1 移管後の運営状況等の確認

(1) 保育所運営条件

民間移管にあたっては、移管園の保育の継承を基本とすることを前提に、以下の①～⑩の項目について条件を定めており、移管園では、移管条件を遵守した保育が行われています。

①定員構成の継承 ②障害児保育の実施 ③休園日 ④費用負担 ⑤年間行事の継承
⑥地域子育て支援事業の実施 ⑦施設の地域開放 ⑧苦情解決の仕組みの整備
⑨宗教的行事を行わないこと ⑩食育の推進

(2) 多様な保育ニーズへの対応

事業目的の1つである「多様な保育ニーズへの迅速かつ効率的な対応」という観点から、「(1)保育所運営条件」に加えて、以下の①～④のサービスの実施を条件としています。これまでの移管園では、「一時保育」を除き、全てのサービスを移管と同時に全園で実施しています。

① 開所時間の延長 ② 3歳児以上の主食提供 ③ 土曜日の給食提供 ④ 一時保育

<移管前後の比較>

	①開所時間の延長	②3歳児以上の主食提供	③土曜日の給食提供	④一時保育
移管前 (市立時)	平成16年度移管園 ・平日 7時～19時 (または18時30分まで) ・土曜 7時30分～15時15分 令和4年度以降の移管園 ・平日 7時～19時 ・土曜 7時30分～18時30分	実施園 36園	実施園 11園	実施園 14園
移管後	移管条件 ・平日 7時～20時 ・土曜 7時～18時30分	全移管園 68園	全移管園 68園	実施園 51園

・「②3歳児以上の主食提供」及び「③土曜日の給食提供」について

平成31（令和元）年度以降に移管した園では、市立時に既に「3歳児（クラス）以上の主食提供」を実施していました。また、「土曜日の給食提供」については、令和4年度以降の移管園では、市立時に既に実施していました。

移管にあたっては、市立時に実施されていたサービスを含め保育内容を継承することとなっており、移管後も実施されています。

・「④一時保育」について

一時保育については、移管後3年以内を目途に実施することとしており、既移管園68園中51園で実施しています。

(3) その他 民間法人ならではの取組

ア 保育・行事等の企画

各園において、移管前の市立保育所の行事を基本的に継承しつつ、法人の特長を活かすような新たな行事や取組が行われています。

例：バス遠足、夕方以降のイベント（お泊り保育、蛍観賞会等）、田植え、姉妹園との相互交流、サッカー教室、絵画・造形教室、コンサート（音楽家による生演奏）等

イ 食育の推進

園に栄養士が配置されること等により、各園独自により充実した食育の取組を進めています。

例：産地にこだわった食材、地方の郷土料理を取り入れた献立、リクエスト献立、お花見ランチ、流しそうめん、クッキング体験、保護者の給食試食等

ウ その他

民間保育所ならではの柔軟性を活かして、利便性等の向上が図られています。

例：セキュリティ機器の導入、データ配信、新規調理設備の導入、駐車場の整備、アルバム製作、おむつや寝具の定額制（サブスク）・キャッシュレス決済の導入、障害児通所支援事業開始等

(4) 職員の確保

保育の質を担保するため経験者の確保を条件としており、移管時において全ての移管園で遵守されています。なお、移管条件の履行状況については、移管日の前日に在園していたこどもが卒園するまでの間、毎年度確認をしています。

【移管時の職員に関する条件】

＜施設長＞下記のいずれかに該当すること

- ① 社会福祉事業経験 15 年以上（うち認可保育所経験 3 年以上）
- ② 認可保育所での保育経験 12 年以上
- ③ 社会福祉事業経験 10 年以上（うち認可保育所施設長経験 3 年以上）

＜保育士＞

- ① 保育経験 10 年以上又は法人園での経験が 7 年以上：2 人以上
- ② 保育経験 5 年以上：3 分の 1 以上（上記 2 人を除く数を母数とする。）

(5) 三者協議会

移管前及び移管後当分の間（最長で移管日の前日に在園していたこどもが卒園するまでの間）、当該園の保護者、移管先法人及び横浜市からなる三者協議会を設置して、保育内容等について調整することを条件としています。

開催頻度及び内容は、移管前年度に年 5 回程度開催し、主に移管後の保育内容について、移管年度に年 3 回程度開催し、移管条件にかかる事項の変更についての協議や、日常の保育についての情報交換を行いました。

(6) 福祉サービス第三者評価の受審

「福祉サービス第三者評価」は、提供するサービスの質を、当事者（利用者や事業者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価を行い、評価結果を広く公表するものです。利用者の適切な事業者選択の促進と、事業者の自主的なサービスの質の向上を図るために導入されています。平成 17 年度以降の民間移管では、「移管後、3 年以内に第三者評価を受審する」ことを条件としており、概ね 3 年以内に受審されています。

2 移管後の保育環境改善等

各施設の状況に応じて、トイレ、空調設備、厨房設備などの改修のほか、建替えや増築などにより、保育環境の改善が図られています。

- (1) 老朽改築事業等の実績（令和 7 年度末時点）
36 件（建替えまたは増築）
- (2) 中規模修繕事業の実績（上限 500 万円の 2/3 補助事業）（令和 7 年度末時点）
96 件（トイレ改修、空調改修、厨房設備改修、床・壁紙張替え等）
- (3) その他
調理設備の部分的な改修、備品の更新等について、園ごとに柔軟に対応

3 運営の効率化

保育所運営経費について、これまでの民間移管において移管前後で利用児童数や保育所開所時間などが同じ条件であると仮定して縮減額を試算しました。縮減額は移管園の規模によって変動しますが、合計すると 68 園分で約 13 億 9,700 万円、平均して約 17%の運営経費が縮減されることとなります。また、累計すると、令和 8 年度末時点で約 184 億 8,200 万円の縮減となる見込みです。

<移管園の事業費縮減額（試算）> 令和 8 年度末見込み

移管年度	縮減額（年）／縮減率	移管園の規模	
H16 年度	1 億 2,400 万円／20%	150 人規模 1 園、100 人規模 2 園、60 人規模 1 園	
H17 年度	5,500 万円／15%	90 人規模 1 園、60 人規模 3 園	
H18 年度	9,800 万円／17%	100 人規模 3 園、60 人規模 1 園	
H19 年度	8,700 万円／17%	120 人規模 1 園、100 人規模 1 園、60 人規模 2 園	
H20 年度	5,500 万円／16%	60 人規模 4 園	
H21 年度	6,200 万円／19%	60 人規模 4 園	
H23 年度	5,500 万円／17%	60 人規模 4 園	
H24 年度	2,000 万円／7%	60 人規模 4 園	
H25 年度	7,300 万円／21%	60 人規模 3 園、90 人規模 1 園	
H26 年度	4,800 万円／21%	60 人規模 1 園、100 人規模 1 園	
H27 年度	7,800 万円／25%	100 人規模 2 園	
H28 年度	6,200 万円／22%	100 人規模 1 園、60 人規模（77 名定員）1 園	
H29 年度	1 億 1,700 万円／29%	100 人規模 2 園	
H30 年度	5,800 万円／16%	100 人規模 1 園、60 人規模 2 園	
H31(R 元)年度	6,800 万円／14%	90 人規模 1 園、80 人規模 2 園、70 人規模 1 園	
R2 年度	8,300 万円／15%	100 人規模 2 園、70 人規模 2 園	
R3 年度	7,800 万円／12%	140 人・120 人・100 人・60 人規模 各 1 園	
R4 年度	7,800 万円／14%	100 人規模 1 園、70 人規模 3 園	
R5 年度	4,800 万円／14%	60 人規模 3 園	
R6 年度	5,000 万円／18%	80 人規模 1 園、60 人規模 1 園	
合計	13 億 9,700 万円／17%	累計（縮減額×経過年数の合計）	184 億 8,200 万円

4 法人選考委員による振り返り

各年度の民間移管にかかる法人選考委員による振り返りは、毎年度全 5 回開催してきた法人選考委員会の最終回において実施しており、その際にいただいたご意見を踏まえ、改善を重ねながら移管を進めてきました。

今回の振り返りにあたっては、直近である令和 6 年度移管の法人選考委員による、同年度移管園の実地調査・施設長ヒアリングの結果を踏まえ、委員 8 名を対象にアンケートを実施しました。

実施時期：令和 7 年 12 月～8 年 1 月

対 象：令和 6 年度移管の法人選考委員 8 名

回 答 数：6 名

(1) 法人選考について

- ア 法人選考スケジュール全般（選考期間（4～11 月）・法人選考委員会の回数（5 回）等）
 - ・丁寧な選考のために必要な期間、回数である
 - ・選考期間、回数はちょうどよいが、移管先法人が職員確保しやすいよう、採用時期等を考慮したスケジュールが組めるとよい
- イ 保護者アンケートについて
 - ・保護者の意見は、選考を進める上での大切な資料となるため、継続してほしい
 - ・移管後も引き継いでほしい項目は、選考の際、非常に参考になる
 - ・民間移管するにあたり、保護者の声は重要
- ウ 選考委員による移管予定園の職員・保護者に対するヒアリングについて
 - ・園の雰囲気や保護者、職員の様子がよくわかり、選考の際、参考にしている
 - ・立地等地域性を把握するために有用であり、選考時とても参考になる
- エ 法人選考方法・法人選考基準について
 - ・毎年見直ししながら修正を積み重ねてきており、現状でよいと思う
 - ・今後も一定の基準を保ち、丁寧な選考を続けていく上で維持した方がよい
 - ・現段階では見直し不要だが、今後は社会状況に合わせてアップデートが必要になる
- オ 1 次選考（書類審査）について
 - ・現状でよいと思う
 - ・現段階では見直し不要だが、今後は社会状況に合わせてアップデートが必要になる
- カ 2 次選考（実地調査、面接、財務審査、総合審査）について
 - ・現段階では見直し不要だが、今後は社会状況に合わせてアップデートが必要になる
 - ・実地調査のスケジュールがハードになるため、もう少し余裕が持てるタイムラインが組めるとよい
- キ より優良な法人を選考していくための意見・提案
 - ・優良な法人を選考することにベストを尽くすとともに、移管後のサポート体制も重要と考える。移管先法人を支える仕組みを再考できるとよい

(2) 民間移管事業について

- ア 移管園公表から移管までの期間（2 年 6 か月）について
 - ・現状通りでよい

- ・現在のように、保護者が入園前に移管を知っている状況であるとよい
- イ 移管にあたっての諸条件について
- ・現状の通りでよい
 - ・現段階では見直し不要だが、今後は社会状況に合わせてアップデートが必要になる
- ウ 法人募集について
- ・現状の通りでよい
 - ・現段階では見直し不要だが、今後は社会状況に合わせてアップデートが必要になる
- エ その他
- ・移管後のサポート体制も重要。移管した園のネットワークをつくり、互いに助け合える関係づくりができる場があるとよいと思う
 - ・移管後、保育の質の維持、向上ができるよう、また施設長・主任保育士のケア等のために、もっと選考委員がかかわれるとよい
 - ・毎年度、確認・検討し、アップデートして選考を進めてきた。今後も改善を重ねて進めてほしい
 - ・丁寧に法人選考、移管を進めていることをもっと発信するとよい

法人選考全般（選考スケジュール、選考方法・選考基準など）において、概ね適切であるという意見が多くありました。次の移管・法人選考が行われる場合には、社会状況の変化に合わせて見直すことが必要、改善を重ねて選考を進めることが必要といった意見がありました。

民間移管事業全般についても、概ね適切であるという意見が多くありました。法人の人材確保の時間がより多く作れるとよいなど、一部スケジュールの見直しに関する意見や、移管園の保育の質の維持、向上や移管後のケアのため、移管園同士のネットワーク作りや継続的な支援が必要であるといった意見もありました。

5 これまでの手法による移管等が難しい園について

現計画の移管等対象園である菊名保育園（港北区）・公田保育園（栄区）は、法人単独の判断で建替えや大規模改修等を実施することができず、これまでの手法による移管が難しいため、令和3年9月に、移管時期を延期することとしました。

その後も建替え等に関する課題は解消されておらず、移転や運営委託等、従来とは異なる手法について検討してきましたが、いずれの手法においても移管等による効果が見込めないため、当面の間、市立保育所として運営を継続します。

	菊名保育園（港北区）	公田保育園（栄区）
定員	78 名（1～5 歳児）	69 名（1～5 歳児）
建物	鉄筋コンクリート造 / 昭和 48 年竣工	鉄筋コンクリート造 / 昭和 61 年竣工
建替えや大規模修繕の実施について		
状況	合築施設であることから、施設全体での対応が必要であり、法人単独の判断で保育所部分のみの建替え等を実施することができない状況です	園舎が立地している団地全体で建築基準法の基準に適合する必要があるため、法人単独の判断で建替え等を実施することができない状況です

市立保育所民間移管事業の 検証報告について（概要）

1 趣旨

本市では、厳しい財政状況の中、民間保育所の持つ柔軟性や効率性を活かして、保育の質を確保しながら、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応していくことなどを目的に、平成16年度から令和6年度までに、68園の市立保育所の民間移管を実施しました。

平成26年9月には、「市立保育所のあり方」に関する基本方針を示し、ネットワーク事務局園54園を指定して、それ以外の市立保育所を移管等の対象として検討することとしました。

基本方針を踏まえ、移管等対象園32園の事業計画を策定し、平成27年2月に公表しました。

事業開始（平成16年度）から3年ごとに、これまで6回の事業検証を行い、手法やスケジュールの見直しなど検証結果を活かしながら事業を進めてきました。

今回の検証では、令和2～6年度移管分（17園）について検証するとともに、事業開始からこれまでの振り返りを行いました。

2 民間移管事業概要

(1) 事業目的

- ア 民間保育所のもつ柔軟性や効率性を活かして、保育の質を確保しながら、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応する
- イ 民間の力の活用による保育所の施設整備を通じて、保育環境の改善、地域子育て支援の充実に向けた取組を推進する

(2) 事業計画及び実績

平成16年度から令和6年度までに、計68園の移管を実施しました。

平成16～26年度	3年ごとに事業検証を実施し、その結果を踏まえて事業計画を策定 計38園を移管
平成26年9月	「市立保育所のあり方」に関する基本方針・ネットワーク事務局園 (54園)を公表
平成27年2月	民間移管事業計画(32園)を公表
平成27～令和6年度	これまでの手法(*)による移管が難しい2園を除く30園を移管

(*) 土地：無償貸付 建物：有償譲渡

3 検証の内容・方法

(1) 令和2～6年度移管分(17園)の振り返り

ア 移管園関係者へのアンケートの実施

(ア) 保護者

(イ) 移管先法人

(ウ) 引継ぎ・共同保育時に移管園に勤務していた市立保育所職員

イ 法人選考委員による実地調査、施設長へのヒアリング

(2) 事業開始(平成16年度)からこれまでの振り返り

ア 移管後の運営状況等の確認

イ 法人選考委員による振り返り

4 令和2～6年度移管の振り返り

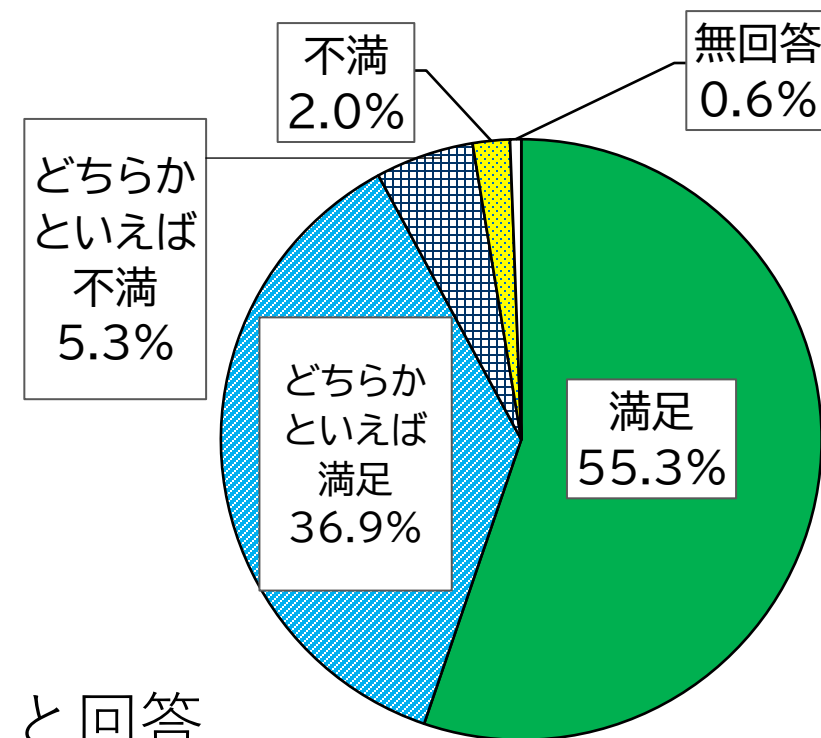
(1) 保護者へのアンケート

実施時期：移管後1年～1年6か月後

対象：令和2～6年度移管園在園児の全保護者
(1,145世帯)

回答数：510世帯（回収率 44.5 %）

※小数点第2位を四捨五入しているため
合計が100%となりません。



ア 総合満足度

「満足」「どちらかといえば満足」

⇒ 92.2%（前回（令和2年度実施）86.3%）

イ 移管の進め方に関する評価で「ちょうどよい」と回答

- ・移管公表から移管までの期間（2年6か月）：80.1%（前回74.1%）
- ・引継ぎの期間（1年間）：77.7%（前回73.2%）
- ・共同保育の期間（3か月）：60.7%（前回60.7%）

4 令和2～6年度移管の振り返り

(2) 移管先法人へのアンケート

実施時期：移管翌年度の6～7月

対象：令和2～6年度移管園（17園）の移管先法人

主な意見

- ・ 移管の進め方やアフターフォローについて
「ちょうどよい」「適当である」と回答した法人：約7割
- ・ 引継ぎ（1年間）・共同保育（1月～3月の3か月間）について
「期間はちょうどよいが、年度途中の職員採用や人事異動が難しい」
- ・ 施設長、主任保育士の勤務の継続について（原則3年以上）
「安定した保育や、こども・保護者の安心のためには必要」
「園長と主任保育士が同時に交代とならないようにした方がよい」
- ・ 移管時の施設設備について
「移管直後に修理を要した」「広さや配置に使いにくさを感じる」

4 令和2～6年度移管の振り返り

(3) 市立保育所職員へのアンケートでの主な意見

- ・市立と移管先法人の互いの保育を認め合う学びの場となった
- ・市立と移管先法人の職員間の話し合いの時間を作ることが大切
- ・コロナ禍で行事の引継ぎが難しかった
- ・アフターフォロー（移管後の市立保育所職員の訪問）は、こどもや保護者の対応、園運営や行事の方法について具体的に伝える良い機会となった
- ・保育士の移管後訪問は年2回だったが、臨機応変に対応できるともっとよい

(4) 法人選考委員による実地調査、施設長へのヒアリングでの主な意見

- ・市立保育所の保育を引き継ぎながら、少しずつ法人の保育を加えている
- ・園庭開放や育児講座など地域の子育て支援にも力を入れている
- ・職員間の保育理念の共有など移管後の保育を作り上げることに苦労している様子がうかがえた
- ・移管園同士が相談・意見交換できる交流の機会があるとよい

4 令和2～6年度移管の振り返り

(5) 新型コロナウイルス感染症流行下での移管

令和2～4年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、保護者説明（説明会、既移管園訪問）、三者協議会等の一部を中止、書面開催またはオンライン開催に変更するなど、状況に合わせて対応しました。

法人選考や引継ぎ・共同保育は、感染症拡大防止策を行いながら、おおむね予定通り行いました。

また、アフターフォローの市職員による移管園訪問は、緊急事態宣言発令期間中を避けて行いました。

5 事業開始(平成16年度)からこれまでの振り返り

(1) 移管後の運営状況等の確認

多様な保育ニーズへの対応

ア 開所時間の延長、土曜給食の提供
既移管園68園全園で実施

イ 一時保育
51園で実施（移管後3年以内を目途に実施）

ウ その他 民間法人ならではの取組
お泊り保育・バス遠足等行事の導入、障害児通所支援事業開始等

(2) 移管後の保育環境改善等（令和7年度末時点）

ア 老朽改築事業等の実績：36件（建替えまたは増築）

イ 中規模修繕事業の実績：96件（上限500万円の2/3補助事業）
トイレ改修、空調改修、厨房設備改修、床・壁紙の張替え等

ウ その他：部分的な改修、備品の更新等園ごとに柔軟に対応

5 事業開始(平成16年度)からこれまでの振り返り

(3) 運営の効率化（令和8年度末見込み）

	移管68園の単年度縮減額の合計	累計（縮減額×経過年数の合計）
保育所運営経費 縮減額	約13億9,700万円（縮減率17%）	約184億8,200万円

(4) 法人選考委員による振り返りでの主な意見

- ・ 選考方法や選考基準は、毎年度見直しをしながら進めてきた。今後も社会情勢に合わせてアップデートすることが必要
- ・ 現在のように、保護者が入園前に移管を知っている状況であるとよい
- ・ 移管先法人が職員確保しやすいよう、採用時期等を考慮した選考スケジュールが組めるとよい
- ・ 移管後のサポート体制も重要。移管した園のネットワークをつくり、互いに助け合える関係づくりができる場があるとよいと思う

5 事業開始(平成16年度)からこれまでの振り返り

(5) これまでの手法による移管等が難しい2園について

現計画の移管等対象園である菊名保育園（港北区）・公田保育園（栄区）は、法人単独の判断で建替えや大規模修繕を実施することができず、これまでの手法による移管が難しいため、令和3年9月に、移管時期を延期することとしました。

その後も建替え等に関する課題は解消されておらず、移転や運営委託等、従来とは異なる手法について検討してきましたが、いずれの手法においても移管等による効果が見込めないため、当面の間、市立保育所として運営を継続します。

菊名保育園 （港北区）	合築施設であることから、施設全体での対応が必要であり、法人単独の判断で保育所部分のみの建替え等を実施することができない状況
公田保育園 （栄区）	園舎が立地している団地全体で建築基準法の基準に適合する必要があるため、法人単独の判断で建替え等を実施することができない状況

■参考：市立保育所のあり方に関する基本方針（平成26年9月）

1 市立保育所の今後の方向性

- (1) ネットワーク事業を継続し、保育の質向上と子育て支援を推進
- (2) 行政機関として中立・公益的立場から民間保育所等の『つなぎ役』を担う
- (3) 専門性を生かし、障害児保育や養育支援のセーフティネット機能を発揮

2 市立保育所の果たすべき役割・機能

- (1) 研修や交流を通じた保育資源全体の質の維持・向上
- (2) 育児相談・講座等による地域の子育て支援の推進
- (3) 児童虐待対応、障害児保育等を通じた保育のセーフティネット機能
- (4) 幼・保・小連携を進め、教育と保育を総合的・継続的に提供

3 ネットワーク事務局園の指定

市立保育所が、保育資源間の連携を推進するとともに、地域のセーフティネットの役割を果たすため、54 園の市立保育所を「ネットワーク事務局園」に指定

- ・保育資源間の連携を強化し、保育資源全体の保育の質の向上を推進するため、ネットワーク事務局園に、「ネットワーク専任保育士」の配置を検討
- ・「ネットワーク事務局園」以外の市立保育所については、民間移管等の対象として検討

参考:市立保育所民間移管 事業計画(平成27年2月)

■事業計画 (平成27年2月)

※園名は市立園時の名称、平成30年度以降の園名は行政区順

年度	園数	移管等対象園
平成26～28年度	6 園	26年度移管済：生麦（鶴見）、高田（港北） 27年度移管予定（公表済）：笹下（港南）、中尾（旭） 28年度移管予定（公表済）：保土ヶ谷（保土ヶ谷）、箕輪（港北）
平成29～31年度 (平成29～令和元年度)	10園	29年度移管予定（公表済）：港南台（港南）、若葉台（旭） 菅田（神奈川）、上永谷西（港南）、川島（保土ヶ谷）、杉田（磯子）、 並木第二（金沢）、荏田西（青葉）、上郷（栄）、下瀬谷（瀬谷）
平成32～34年度 (令和 2～4年度)	12園	清水ヶ丘、三春台（南）、笹下南、野庭（港南）、川井宿、白根（旭）、 滝頭（磯子）、竹山（緑）、荏田北（青葉）、茅ヶ崎（都筑）、 俣野（戸塚）、細谷戸（瀬谷）
平成35～36年度 (令和 5～6 年度)	6 園	上大岡東（港南）、向台（保土ヶ谷）、釜利谷（金沢）、菊名（港北）、 舞岡（戸塚）、公田（栄）